

リチウムイオン電池などの 小型充電式電池の分別回収に協力をお願いします

近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使われる小型充電式電池が原因となる、ごみ収集車や処理施設での破裂・火災事故が深刻な問題になっています。

事故防止のために「小型充電式電池等回収BOX（回収BOX）」を設置しました。分別回収に協力をお願いします。

▶設置場所 次の各施設*の入口付近

市役所（正面入口）、市立中央公民館、市立図書館、市立ふれあいセンター（北・西・東）

※開庁時間は各施設に確認してください。



▲回収BOX

回収できる電池(製品本体から取り外したもの)

小型充電式電池（下記表示がないものも回収します）

（画像提供：経済産業省）



リチウムイオン電池



ニッケル水素電池

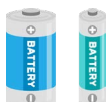


ニカド電池

ボタン電池
コイン電池



筒型乾電池



小型充電式電池を取り外せない製品

無理に取り外さずに、使用済小型家電回収ボックス（右写真）に入れてください。電池部分が破損・膨張している場合は、他のごみ・資源物とは分別して桜井市グリーンパークへ直接持ち込み、計量棟の受付に申し出てください。



【回収BOXを利用するときの注意点】

- 破損・膨張した電池は入れず、桜井市グリーンパークへ直接持ち込んでください。
- 電池の端子部分にテープを貼って絶縁処理をしてください。
- 電池を取り外した製品本体は、市の区分にしたがって捨ててください。
- 事業活動で発生した電池は産業廃棄物として扱われます。指定された方法で処分してください。

【問い合わせ先】環境部（☎45 - 2001）

詳細はこちら▲



12月1日(火)から窓口・電話の受付時間を変更します

減少する職員体制でも安定した窓口サービスを続けていくため、市役所の窓口・電話の受付時間を変更します（職員の勤務時間に変更はありません）。

職員の働き方を改善しながら、時間変更により確保した時間で、業務の改善・効率化・オンライン手続きの充実に取り組み、より便利で質の高い市民サービスにつなげていきます。

対象施設やオンライン申請・コンビニ交付・よくある質問など、詳細は市ホームページ（右記二次元コード）へ。



▶変更後の窓口・電話の受付時間

9時～16時30分

▶対象施設

- 市役所本庁舎
- 桜井市保健福祉センター「陽だまり」
- 桜井市グリーンパーク

便利なサービスを利用してください

オンライン申請

行政手続きの一部がオンラインで申請できます。

証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、各種証明書をコンビニや上之郷郵便局で取得できます。詳細は右記二次元コードへ。



▶取得できる証明書 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票の写し・（非）課税証明書

【問い合わせ先】桜井市役所代表（☎42 - 9111）

窓口受付時間の変更について：行政経営課（内線 1262）

職員の働き方改革について：人事課（内線 1211）

証明書のコンビニ交付について：市民課（内線 2661）、

税務課（内線 1723）

